

北海道告示第 10358号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定による平成30年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成30年4月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 試験日時、時間及び試験地

(1) 第1回試験

- ア 試験日時 平成30年7月1日（日）午前9時から  
（総合）振興局名 場所
- イ 試験地 石狩振興局 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館庁舎  
後志総合振興局 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎  
日高振興局 浦河郡浦河町栄丘東通56号 日高合同庁舎  
檜山振興局 檜山郡江差町字陣屋町336-3 檜山合同庁舎  
留萌振興局 留萌市住之江町2丁目1-2 留萌合同庁舎  
十勝総合振興局 帯広市東3条南3丁目1 十勝合同庁舎  
釧路総合振興局 釧路市幣舞町4-28 釧路市生涯学習センター(まなぼっと)
- ウ 試験の種別 網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
- エ 受付期間 平成30年5月15日（火）から6月15日（金）まで  
（送付の場合は、6月18日（月）までに到着したものに限り。）

(2) 第2回試験

- ア 試験日時 平成30年8月5日（日）午前9時から  
（総合）振興局名 場所
- イ 試験地 空知総合振興局 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎  
胆振総合振興局 苫小牧市末広町1丁目15-7 苫小牧市労働福祉センター  
渡島総合振興局 函館市美原4丁目6-16 渡島合同庁舎  
上川総合振興局 旭川市永山6条19丁目1-1 上川合同庁舎  
宗谷総合振興局 稚内市末広4丁目2-27 宗谷合同庁舎  
オホーツク総合振興局 網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎  
根室振興局 根室市常盤町3丁目28 根室合同庁舎
- ウ 試験の種別 網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
- エ 受付期間 平成30年6月20日（水）から7月20日（金）まで  
（送付の場合は、7月23日（月）までに到着したものに限り。）

(3) 第3回試験

- ア 試験日時 平成30年12月2日（日）午前9時から  
（総合）振興局名 場所
- イ 試験地 石狩振興局 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館庁舎  
後志総合振興局 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎  
日高振興局 浦河郡浦河町栄丘東通56号 日高合同庁舎  
宗谷総合振興局 稚内市末広4丁目2-27 宗谷合同庁舎

十勝総合振興局 帯広市東3条南3丁目1 十勝合同庁舎  
ウ 試験の種別 網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許  
エ 受付期間 平成30年10月16日（火）から11月16日（金）まで  
（送付の場合は、11月19日（月）までに到着したものに限り。）

(4) 第4回試験

ア 試験日時 平成31年2月3日（日）午前9時から  
（総合）振興局名 場所  
イ 試験地 空知総合振興局 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎  
胆振総合振興局 室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル  
渡島総合振興局 函館市美原4丁目6-16 渡島合同庁舎  
上川総合振興局 旭川市永山6条19丁目1-1 上川合同庁舎  
オホーツク総合振興局 網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎  
釧路総合振興局 釧路市幣舞町4-28 釧路市生涯学習センター(まなぼと)  
ウ 試験の種別 網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許  
エ 受付期間 平成30年12月18日（火）から平成31年1月18日（金）まで  
（送付の場合は、平成31年1月21日（月）までに到着したものに限り。）

2 受験資格

北海道内に住所を有する者であって、次のいずれの要件にも該当しない者

- (1) 網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳に、それぞれ満たない者
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらす、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として次に掲げるものにかかっている者  
ア 統合失調症  
イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）  
ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）  
エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までに該当する者を除く。）
- (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者

3 試験の項目及びその一部免除

(1) 試験の項目

適性試験、技能試験及び知識試験。ただし、技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対してのみ課する。

(2) 試験の項目の一部免除

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第49条第1項第1号に該当する者にあつては知識試験（猟具に係るものを除く。）を免除し、同項第2号に該当する者にあつては同号の事由がやんだ日から起算して1か月以内に同号に該当する者である旨及び同号の事由がやんだ日を証する書類を添えて狩猟免許申請書を提出した場合に限り技能試験及び知識試験を免除する。

4 申請に必要な書類

(1) 狩猟免許申請書 1 通

(2) 2の(2)から(4)までの要件に該当しないことを証明する医師の診断書

なお、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、診断書に代えて当該許可証の写し。 1 通

(3) 顔写真（免許申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦3.0センチメートル及び横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。） 1 葉

(4) 受験票を送付するための返信用封筒（表面に申請者の住所、氏名及び郵便番号を明記した定形封筒に、普通郵便での返信を希望する場合は郵便切手82円分を、速達郵便での返信を希望する場合は郵便切手362円分を貼付すること。） 1 通

5 試験場所及び狩猟免許申請書等の提出先

(1) 試験場所 受験票により受験者に通知する。

(2) 提出先 受験を希望する試験地を所管する各総合振興局又は各振興局の保健環境部環境生活課

6 狩猟免許申請手数料等

5,200円（試験科目の一部を免除された者にあつては、3,900円）に相当する額面の北海道収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼付し、受験者の印章又は署名により消印すること。

7 受験票の交付

狩猟免許申請書を受理したときは、受験票を送付する。

8 その他

狩猟免許申請書の用紙は、各総合振興局又は各振興局保健環境部環境生活課へ請求すること（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で請求する場合は、その封筒の表面左側に「狩猟免許申請用紙請求」と朱書し、返信用封筒を同封すること。）。